

幸手市

地域包括支援センター支援システム機器導入仕様書

令和8年10月

幸手市介護福祉課

I 地域包括支援センター支援システム更新の目的

1 業務目的

幸手市（以下「市」という。）では、現在、地域包括支援センター（以下「センター」という。）運営事業について市内の2つの法人に業務を委託し、運営している。

高齢者の増加に伴い、センターの業務量は増加傾向にあり、各専門職の専門性を活かした業務の質が求められているところである。

本市では、総合相談支援や権利擁護をはじめとするセンター業務の円滑化を図ることにより、従事する職員の更なる業務効率化とセンター機能の強化を推進するとともに、現行の地域包括支援センター支援システム（以下「システム」という。）を今後も想定される介護保険制度等の改正に柔軟に対応できるよう、システムの再構築を行う。

なお、次期システムで実現する業務機能は、以下の仕様及び別紙1 地域包括支援センターシステム要件一覧による。

II 業務概要

1 業務名

幸手市地域包括支援センター支援システム機器導入

2 納入場所

- (1) 幸手市幸手東地域包括支援センター
- (2) 幸手市幸手西地域包括支援センター
- (3) 幸手市健康福祉部介護福祉課内

3 業務期間

- ・ 契約締結の日から令和9年6月30日まで
→ 地域包括支援センター支援システム機器一式の納入
- ・ 令和9年7月1日から令和14年6月30日（60ヶ月）
→ システム使用・システム、機器及び回線保守業務

4 成果物

当業務による納品物は以下のとおりとし、電子データ及び印刷物1部を納品すること。

- (1) 計画書
作業項目、スケジュール、体制図等
- (2) 機器設計ドキュメント一式

基本設計書、ハードウェア構成図、納入機器一覧表、
ハードウェア機器保守登録情報等

(3) その他資料

上記以外で、本市との協議の上納品することとした資料

III 調達範囲

1 提案条件

提案条件として以下のすべてを満たすこと。

- (1) 提案するシステムは、少なくとも5年間はシステムの改良及びレベルアップ等を実施しながら、安定的かつ効率的な利用ができるものであること。
- (2) 提案するシステムは、市がシステムを利用し事業を行う上で、関係する法律、条例、要綱等に定める事務を処理する機能を有し、介護保険法の改正等の制度改正に対応することを前提とする。
- (3) 提案するシステムは、当市の総合行政システム『P u b l i n k e r (株式会社AGS)』(以下、「総合行政システム」という。)と週1度の手動連携にて、介護認定情報を取り込む運用とすること。
また、総合行政システムで摘要される外字への対応が可能であること。
なお、外字は総合行政システムから配信されるものを取り込むこと。
- (4) 提案するシステムは、総合行政システムの標準化に対応していること。(幸手市介護福祉課では令和9年11月に予定)新支援システム稼働開始後に、総合行政システムの標準化移行があるため、標準化の前後両方に対応するための作業を行うことを本業務に含めること。
- (5) 令和9年7月1日以降の市及びセンターの業務遂行に支障がでないよう、下記のデータの移行を行うこと。

なお、現行システムで管理しているデータについては、下記に記載の有無にかかわらず、業務遂行に必要なものを全て移行対象とすること。

市は、現行システムの仕様によりデータを抽出することができないため、新たな受託業者は現行の受託業者と必要に応じて協議を行いデータの移行を行うこと。

本業務の終了後であっても、データの欠落、破損、変換誤りその他移行不備が判明した場合は、必要な再移行又は修正対応を新たな受託業者の負担により無償で行うこと。

移行するデータ

①マスタ情報

②住民基本情報、被保険者台帳、介護保険認定情報

(総合行政システムからの取り込みを基本とする)

- ③基本チェックリスト
- ④担当ケアマネジャー
- ⑤利用者基本情報
- ⑥相談情報
- ⑦支援経過
- ⑧支援計画書
- ⑨給付管理表
- ⑩請求明細書

【参考】【令和8年7月1日時点】

総人口：48,356人

高齢者人口（65歳以上）：17,404人

2 システムの提案及び更新の基本方針

(1) 機能要件

- ①地域包括支援センター業務に必要な機能を有すること。
地域包括支援センター業務（総合相談業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務）、指定介護予防支援事業業務（介護予防給付ケアマネジメント業務、国民健康保険団体連合会への介護給付請求事務）、評価活動報告（地域包括支援センターの実績報告・活動報告）
- ②EUC（End User Computing）機能を有し、システムが保有する情報の二次加工が可能なこと。
- ③総合行政システムで管理する介護保険認定情報、負担割合に関する情報を指定するデータ形式により取り込めること。
- ④総合相談支援業務をはじめとする各業務から得た情報を効率的に集約・蓄積することができ、また各業務の統計処理・評価分析ができること。
- ⑤職員のスケジュール管理機能を有していること。また、職員間で利用できる掲示板機能があること。

(2) 非機能要件

- ①クライアント数の増加や市の機構改革などに柔軟に対応できる優れた拡張性を有し、国の法改正などに対応可能であること。
- ②利用者の視認性が高く、誤操作防止を考慮した画面構成、操作性を有すること。システム全体で統一感を持った画面インターフェースであること。画面入力時に入力不備があった場合、エラー内容と箇所が明示されるなど、誤入

力を防止する機能を有すること。

③市やセンター等からのシステム運用に関する問い合わせに対して迅速かつ的確に対応すること。

④担当する地区（圏域）の利用者のみ参照可とするようなアクセス制限を設けること。また、他圏域の利用者を参照できる権限を設定できること。

⑤担当者の操作範囲を権利者にて制限できること。また操作ログを閲覧・保存できること。

⑥本システムは LGWAN-ASP サービスとする。

なお、LGWAN-ASP サービスを使用するにあたり、必要となる LGWAN への接続及び、保守に関する業務は新たな受託業者にて行うこと。

⑦当市にサーバを置かないクラウド形式のシステムサービスとし、セキュリティを担保できるデータセンターおよびネットワークを提案すること。

⑧センターに係る業務で、国から明確な方針が示されていない部分について、明らかにされた時点において対応するとともに、新たに開発された現行システムの標準機能については、適宜バージョンアップに対応すること。今後の法改正・制度改正の対応も同様とする。

3 セキュリティ

本システムは重要な個人情報を扱うため、セキュリティについては幸手市情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。

- (1) 職員ごとにユーザーID 及びパスワードの設定が可能なこと。
- (2) クラウドシステム及びクライアント端末に保存される個人情報については暗号化を行うこと。
- (3) 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できるようにすること。
- (4) バックアップについては原則フルバックアップとし、夜間等に自動処理が可能なこと。なお、保存中に記憶媒体の交換等の必要がない方式を採用すること。
- (5) サーバ及びクライアントには、コンピュータウィルスに対する措置を講じること。
- (6) クライアントのウィルス対策ソフトのパターンファイルは、自動更新ができること。

4 システムハードウェア等

(別紙) 機器構成のとおり

5 システム・機器保守要件

システム及び機器の保守については本調達に含むこととする。

(1) システム保守対象項目

システム(パッケージ・カスタマイズを含む)の保守

- ①サポート体制図を提出し、担当者を明確にすること。また、変更が生じた場合は、直ちに再提出すること。
- ②サポートデスクまたはフリーダイヤル等の問い合わせ窓口を持ち、保守に対応すること。対応時間は原則として平日の月曜日から金曜日の午前9時00分から午後6時00分までとする。
- ③操作指導(QA、オンコール含む)に関すること。
- ④軽微なシステム設定変更については対応すること。

(2) 障害時の対応

- ①システム障害の対応に関すること。障害発生時には、ハードウェア・ソフトウェアの障害切り分けを迅速に行うこと。
- ②ソフトウェアに障害が発生した場合は、当市と調整の上、障害対応を行うこと。
- ③ハードウェアに障害が発生した場合は、すみやかに CE への手配を行うこと。

(3) バージョンアップ

- ①システムの定期的なバージョンアップに伴う修正を行うこと
- ②その他、導入システムにおいて、導入後バージョンアップがあった場合は、当市と調整の上、バージョンアップ作業を行うこと
- ③システムにバグ等が発見された場合は、すみやかに修正パッチをあてること。

(4) 問い合わせ対応

当市から質問等の問い合わせがあった場合は、電話・メール等で迅速に対応を行うこと。

(5) その他

上記以外の保守については当市と協議の上、対応すること。

- (6) 契約期間は、契約の確定の日から令和14年6月30日までとするが、保守の履行期間は令和9年7月1日から令和14年6月30日までとする。

6 回線保守及び回線接続要件

回線の保守及び回線接続については本調達に含むこととする。

(1) 回線の接続について

LGWAN-ASP サービスを使用するにあたり LGWAN への接続及び回線の保守は新たな受託業者にて行うこと。

(2) 回線の保守について

- ①サポート体制図を提出し、担当者及び緊急時の体制について明確にすること。

また、変更が生じた場合は、直ちに再提出すること。

②契約後のネットワークに関しての相談及び改善等の打合せを行うこと。

③サポートデスクまたはフリーダイヤル等の問い合わせ窓口を持ち、保守に対応すること。対応時間は原則として平日の月曜日から金曜日の午前9時00分から午後6時00分までとする。

④操作指導（Q A、オンコール含む）に関すること。

⑤軽微なネットワーク設定変更については対応すること。

（3）障害時の対応

①ネットワークに障害が発生した場合は、当市と調整の上、障害対応を行い、本市及び包括支援センターの業務に支障が出ないようにすること。

②ハードウェアに由来するネットワーク障害が発生した場合は、すみやかにC E への手配を行うこと。

③問合せ内容は保守業者にて記録し、定期的に市へ報告すること。

（4）問い合わせ対応

当市から質問等の問い合わせがあった場合は、電話・メール等で迅速に対応を行うこと。

（5）その他

上記以外の保守については当市と協議の上、対応すること。

（6）契約期間は、契約の確定の日から令和14年6月30日までとするが、保守の履行期間は令和9年7月1日から令和14年6月30日までとする。

IV データ移行要件

（1）新たな受託業者はシステムデータ移行を行うこと。

データの移行に際し、現行システムは仕様によりデータの抽出ができないため、データの移行に関しては新たな受託業者で方法を検討して行うこと。

（2）移行データの持ち出しは原則許可しない。

ただし、個人情報に該当しない場合は申請により許可する場合がある。

（3）移行方法は、現行の各業務の整合性を考慮した上で、スケジュールや作業内容、対象データ、移行後の運用等を示した移行計画を作成し市の承認を得ること。

（4）データ移行管理者を置き、役割分担と責任範囲を明確にすること。

（5）本業務の終了後であっても、データの移行が完全でないことがわかった時点で、再度何らかの移行対応を無償で行うこと。

(別紙) 機器構成

①機器

・サーバ

サーバの構成については提案者の提案に委ねる。(現在のサーバ構成については、次ページ参照)。

・クライアント

クライアントは、ノートパソコンとする。スペックは下記のとおりとする。

OS	Windows11/Pro
種別	ノート型パソコン
CPU	Core i5 以上
メモリ	8GB 以上
内部ストレージ	SSD 128GB 以上
ディスプレイ	15.6 型ワイドHD液晶ディスプレイ
USBポート	3 以上 (内、USB 3.0 準拠×1 以上)
LANポート	1 以上
ソフトウェア	Office LTSC Standard 2024 ウイルス対策ソフト

・プリンタ

台数は全2 台とし、設置場所は各拠点 1 台ずつ (介護福祉課内は既存のプリンタを使用する) とする。また、下記の機能を最低限有するものを設置すること。

項目	内容
形式	カラーレーザープリンター
印刷方法	片面及び両面印刷可
対応用紙サイズ	A3 サイズまで対応可
用紙カセット数	2 段印刷可能
カセット給紙容量	1 トレイにつき 100 枚以上
起動時間	90 秒以内

②各拠点場所及び機器台数

設置場所	クライアント	プリンタ
幸手市介護福祉課	2 台	既存プリンタを使用
幸手市幸手東地域包括支援センター	6 台	1 台
幸手市幸手西地域包括支援センター	6 台	1 台
計	1 4 台	2 台

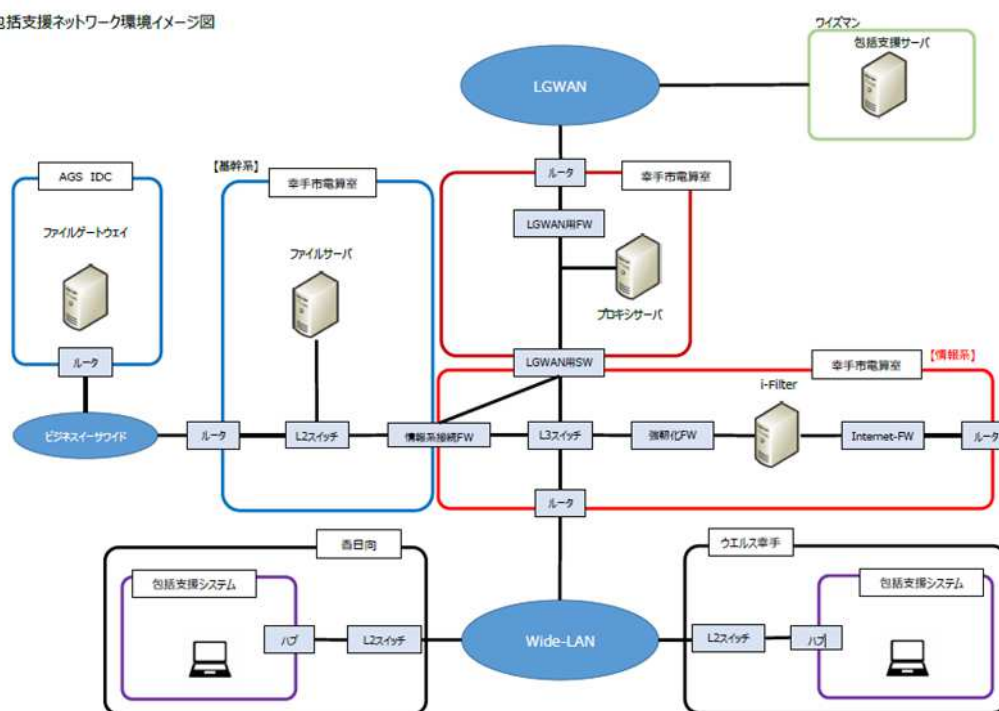
③ネットワーク構成

本業務システムの設置状況及び本事業における構築範囲については、以下の図【参考：現在の構成（クラウドシステム）】を参考とする。

また、市と各包括支援センターの３者間でデータの共有をするために共有フォルダを作成すること。

【参考：現在の構成（クラウドシステム）】

■包括支援ネットワーク環境イメージ図



※介護福祉課設置の PC に両包括支援センターとの共有フォルダを設定

④ウイルス対策について

ウイルス対策ソフトをサーバ及び端末機器に導入すること。

⑤現行地域包括支援システムについて

製品名：株式会社ワイズマン製 ワイズマン

リース期間：令和４年７月～令和９年６月